

八王子市立保育園指定管理者募集要項

八王子市立保育園の設置趣旨に沿った管理運営を効率的・効果的かつ安定的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び八王子市保育園条例（昭和25年市条例第6号）第12条の規定により、八王子市立保育園の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集する。

1 対象となる施設の概要

指定管理者を募集する施設は次に掲げるとおりとし、当該施設に係る詳細は別紙1「施設概要」を参照すること。

名称	石川保育園
所在地	八王子市石川町2966番地8
敷地面積	1,132.61㎡
建物面積	409.48㎡
建物構造 (建築年)	鉄筋コンクリート造平屋建て (昭和46年)
設置目的 位置づけ	保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に基づき設置した保育所

2 指定期間等

令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで（5年間）

《更新制度》

次の条件を全て満たすと市が判断した場合、本件募集により指定管理者に決定した者は、引き続き公募によらず次期（令和8年（2026年）4月1日から5年間の予定）指定管理者候補者となることのできるものとする。

- （1）当該施設に対する市の施策（施設の位置づけ）に変更がないこと。
- （2）建替えや大規模修繕など、市の施設運営方針に大きな変更がないこと。
- （3）施設運営の条件等について合意していること。
- （4）指定管理者の管理運営の状況が優良であること。

3 管理運営基本方針

（1）管理運営方針

保育所は、保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進す

ることに最もふさわしい生活の場でなければならない。

指定管理者は以上の保育所の役割を踏まえたうえで、公の施設としての公共性、公平性を尊重し、経費節減を図りつつ、地域に根ざした施設の管理運営を行うこと。

(2) 指定期間内の目標

ア 保育所の設置目的及び管理運営方針を十分に理解したうえで、保育所保育指針を基礎に、事業者の独自性や創意工夫を発揮して保育を提供し、その質の維持・向上に努めること。

イ 地域の実情を踏まえ、保護者や地域住民はもとより、関係機関と良好な相互連携・相互協力関係を保ちつつ、地域における子育て支援の充実に取り組むこと。

ウ 利用者満足度調査における総合的感想を聴く設問での「満足」以上の肯定的評価を90%以上の利用者から獲得すること。

4 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務は本要項に定めるもののほか次のとおりとし、詳細は別紙2「要求水準書」を参照すること。

- (1) 保育の提供に関する業務
- (2) 子育て支援業務
- (3) その他、市が指定する業務

5 指定管理業務に係る経費（指定管理料）

指定管理者は、業務の実施に必要な経費を、市が支払う指定管理料によって賄うものとする。

指定管理料は、本件応募に伴い提出される事業計画書の提案金額を踏まえ、市と指定管理者とで年度ごとに協議を行い、市の予算の範囲内で金額を決定するものとする。

6 指定管理料の上限額

各年度の指定管理料上限額は次のとおりとする。

応募する事業者は上限額の範囲内で事業計画書を作成すること。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
石川保育園	136,147千円	137,430千円	138,729千円	140,046千円	141,381千円

7 指定管理料の支払方法

指定管理料は、年度ごとに締結する年度協定書に金額を規定し、12回に分けて前金払いにより支払う。ただし、「8 精算項目」に示す経費については、年度中に一括で概算払いし、年度末に精算する。

8 精算項目

精算項目の対象経費は次のとおりとする。

- (1) 施設職員の処遇改善に要する経費
- (2) 施設および施設設備等の修繕に要する経費
- (3) 備品の購入に要する経費

9 応募資格

本件に応募することができる者は、次の全ての要件を満たす八王子市内に事務所又は事業所を置く法人又はその他の団体とする。

- (1) 現に八王子市内で認可保育所、認定こども園、認証保育所等を設置運営し、児童福祉法第35条第5項各号に掲げる基準を満たす者
- (2) 運営する保育事業以外の事業を含む全体の財務内容が適正である者（直近3年間の会計年度で3年連続して損失を計上していないこと。また、直近2年間の会計年度でいずれの年度も債務超過になっていないこと。）
- (3) 運営する施設が、指導検査（立入調査）において過去3年間（平成29～令和元年度）に文書指摘がない、又は指摘があった場合は適正に改善がなされている者
- (4) 次の欠格事項のいずれにも該当しない者

なお、必要に応じ関係機関へ資格審査のため照会する。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者

イ 市から指名停止措置を受けている者

ウ 市民税、法人税、消費税等を滞納している者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等により更生又は再生手続を開始している法人

オ 地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止）、第166条（副市長の兼業禁止）及び第180条の5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）に該当する者

ただし、地方自治法施行令第122条及び第133条（市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上出資している法人）に該当する場合を除く。

カ 事業者又はその役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者

10 応募方法

- (1) 募集要項等の配付

ア 配付期間

令和2年（2020年）6月1日（月）から同月9日（火）まで
ただし、土曜日、日曜日を除く。

イ 配付時間

午前9時から午後5時まで
ただし、正午から午後1時を除く。

ウ 配付場所

「18 問い合わせ先等」に同じ

(2) 提出書類

提出書類は次のとおりとし、詳細は別紙3を参照すること。

ア 八王子市立保育園指定管理者指定申請書

イ 事業計画書

ウ 定款又は寄附行為

エ 法人登記事項証明書

オ 役員名簿

カ 表明・確約書

キ 財務状況・経営状況に関する書類

ク 現に行っている業務の概要を示す書類

ケ その他市長が必要と認める書類

(3) 提出書類の著作権

事業者の提出する書類の著作権は、それぞれの事業者に帰属する。

なお、選考に必要な場合など、その他市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部又は一部を無償で複製できるものとする。

(4) 提出部数

正本1部 及び 副本7部 合計 8部

(5) 受付

ア 受付期間

令和2年（2020年）7月20日（月）から同月31日（金）まで

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで
ただし、正午から午後1時を除く。

ウ 受付場所

「18 問い合わせ先等」に同じ

(6) 質問の受付・回答

ア 質問受付方法

質問は別紙4「質問書」により、ファックス又は電子メールで受け付ける。

イ 質問受付期間

令和2年（2020年）6月10日（水）から同月18日（木）まで

※同月13日（土）及び同月14日（日）の着信分は同月15日（月）の受付とする。

ウ 回答

令和2年（2020年）6月25日（木）までに応募予定者全員へファックス又は電子メールにより回答する。

(7) その他

ア 受付期間以外は一切受け付けない。また、受付期間後の提出書類の変更及び追加は認めない。ただし、市から指示した場合はこの限りではない。

イ 提出書類は必ず受付場所に持参すること。

ウ 提出書類は返却しない。

エ 応募経費は応募する事業者の負担とする。

オ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

カ 応募受付後に辞退する場合は、その旨を書面により提出すること。

1.1 選考基準

指定管理者の選考は、八王子市保育園条例第14条で定める基準に照らし、次に示す項目評価及び提案金額評価に基づき実施する。

(1) 団体の能力に関する評価項目

ア 市立保育所の管理運営を行うにふさわしい理念、組織、財政基盤を有していること。

イ 市立保育所の管理運営を行うに十分な実績を有していること。

ウ 実現性の高い適正な収支計画であること。

エ 十分な経験を有し、円滑に保育所を運営できる施設長を配置できること。

オ 職員確保及び職員配置について実現可能で効果的な方策を具体的に示していること。

カ 職員の定着率向上及び資質向上に向けた方策を具体的に示していること。

キ 個人情報適切に管理する体制及び方策を具体的に示していること。

ク 危機管理に対する体制及び方策を具体的に示していること。

ケ 要望・苦情に対する対応体制及び方策を具体的に示していること。

(2) 提案事業の内容に関する評価項目

ア 保育方針・保育計画・保育内容が的確であること。

イ 特別な支援・配慮を要する子どもに理解があり、具体的な取組を示していること。

ウ 子どもの健康管理・衛生管理について適切に配慮する方策を具体的に示していること。

エ 食育・給食に関する方針及び取組を具体的に示していること。

オ 家庭とのかかわりを具体的に示していること。

- カ 虐待の防止、早期発見等に関する方針及び取組を具体的に示していること。
- キ 提供するサービスを自己評価し、業務改善及び利用者満足度向上に繋げる具体的な取組を示していること。
- ク 地域及び関係機関との連携についての考え方並びに取組を具体的に示していること。
- ケ 市の施策に対する協力及び経費節減について、公の施設として適切な考え方を具体的に示していること。

1.2 指定管理者の選考

(1) 資格審査及び一次選考

提出書類等により応募資格要件に関する資格審査及び一次選考（書類審査及び必要に応じヒアリング）を行う。

一次選考の結果は令和2年（2020年）8月上旬（予定）に全ての応募事業者に通知する。

(2) 二次選考

評価会議を開催し、一次選考合格事業者によるプレゼンテーションを実施する（日時等の詳細は別途通知）。

市は、評価会議参加者から意見聴取したうえで、市の要求水準に対する団体の能力と提案事業の内容について評価項目に基づき評価し、二次選考合格事業者を決定する。

なお、**全ての評価項目において6割以上の評価**を得ることを二次選考の合格基準とする。

(3) 三次選考

二次選考合格事業者の提案金額について、次の算式に基づき価格評価点を算出し、最高得点を獲得した事業者を指定管理者候補者とする。

$$\left(1 - \frac{\text{提案額} - \text{提案最低価格} (\text{※1})}{\text{提案上限額} (\text{※2})} \right) \times 100 = \text{価格評価点}$$

※1 二次選考合格事業者の提案金額のうち、最も低額の提案金額

※2 「6 指定管理料の上限額」で示す金額

(4) 内定等の通知

令和2年（2020年）11月下旬（予定）に全ての対象事業者に結果を通知する。

(5) 決定

指定管理者の決定は、八王子市議会での議決後に行う（令和2年（2020年）12月下旬（予定））。

1.3 協定

業務に係る細目について、八王子市保育園条例施行規則（昭和25年市規則第5号）第27

条の規定に基づき、市と指定管理者との協議のうえ、事業を円滑に実施するために指定期間全体に効力を有する基本的事項を定めた基本協定書と、当該事業年度における事項について年度協定書を締結する。

1.4 第三者への業務委託

指定管理者は、業務を一括して第三者に委託してはならない。

ただし、指定管理者が市の承諾を得て、次に示す業務を第三者に委託する場合、全て指定管理者の責任及び費用において行うとともに、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）及び八王子市暴力団排除条例（平成23年市条例第23号）を遵守するほか、市内の企業・業者に優先して発注することに配慮すること。また、当該業務に関して、指定管理者が実施させる第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、指定管理者が負担すること。

- (1) 施設及び付帯設備の清掃
- (2) 消防設備、電気設備等の維持管理及び保守点検
- (3) 施設の警備
- (4) 付帯設備の維持管理及び保守点検
- (5) 管理業務を実施する上で発生する廃棄物の処理
- (6) 健康管理業務
- (7) 業務のサービス水準向上を目的とした利用者の満足度調査
- (8) その他専門性を要する業務

1.5 情報提供

- (1) 指定管理者選考に関する情報の提供

指定管理者選考過程における、応募団体名、候補者となった団体の選考理由、事業提案の概要、評価及び選考結果については、原則として市は広く情報提供を行う。

また、提出書類については、八王子市情報公開条例（平成12年市条例第67号）に基づき公開請求があった場合は、同条例に定める非公開情報を除き公開する。ただし、個人情報及び法人にかかる事業運営上の地位その他の社会的地位が損なわれると認められるものなど、非開示とするものを除く。

- (2) 指定管理業務にかかる情報提供

協定書及びモニタリングの実施結果の概要等については、原則として市は広く情報提供を行う。ただし、個人情報及び法人にかかる事業運営上の地位その他の社会的地位が損なわれると認められるものなど、非開示とするものを除く。

- (3) 情報公開請求への対応

指定管理者選考及び指定管理業務に関して指定管理者から提出された書類について、八王子市情報公開条例に基づき公開請求があった場合は、同条例に定める非公開情報を除

き公開する。

1.6 指定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがある。

なお、取消しがあった場合は、指定期間満了時同様、管理運営を引き継ぐ事業者に対し、事業の継続性に支障が生じないように、円滑な引継ぎを行うこと。

- (1) 業務に関する協定に違反したとき。
- (2) 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づき、指定管理者が市の指示に従わないとき。
- (3) 業務を継続することが適当でないと市が認めたとき。
- (4) 業務に関する協定を履行することができないと市が認めたとき。
- (5) 八王子市保育園条例の廃止等により指定をする必要がなくなったとき。
- (6) 指定管理者又はその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体であることが明らかになったとき。
- (7) モニタリングの指摘内容について、改善が図られないとき。

1.7 モニタリングの実施

指定管理者は、市が実施するモニタリングにおいて、八王子市指定管理者制度ガイドラインに従うこと。

なお、モニタリングの評価結果は公表する。

1.8 問い合わせ先等

八王子市子ども家庭部保育幼稚園課公立保育所担当（八王子市役所4階）

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話番号 042(620)7447（直通）

FAX番号 042(621)2711

メールアドレス b470300@city.hachioji.tokyo.jp